

上尾市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 7 号

上尾市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

上尾市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和 6 年上尾市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 条の 2 第 1 項」を「第 1 条の 8 第 1 項」に、「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 1 4 各号」に、「同法第 3 条の 2 第 2 項第 4 号」を「法第 3 条の 2 第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 条中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に、「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 5 条の 8」を「第 5 条の 1 8」に、「第 5 条の 5」を「第 5 条の 1 5」に、「第 1 条の 6」を「第 1 条の 1 2」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に、「第 1 条の 8」を「第 1 条の 1 4」に、「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に、「第 1 条の 1 1」を「第 1 条の 1 7」に改める。

第 1 号様式中「第 5 条の 3 第 1 項の認定の申請（第 5 条の 7 第 1 項の認定の更新の申請・第 5 条の 7 第 1 項の変更の認定の申請）」を「第 5 条の 1 3 第 1 項の規定による認定、第 5 条の 1 6 第 1 項の規定による認定の更新又は第 5 条の 1 7 第 1 項の規定による変更の認定の申請」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。